宗教法人「沖縄バプテスト連盟」回転資金運営規程施行細則

第１章　回転資金の貸付に関する細則

第１条　規程第15条に定める最高限度額を1,000万円とする。

第２条　規程第17条に定める貸付金の返済期間の限度は10年とする。

第３条　規程第21条第２項に定める貸付の審査をする場合には、次の各号を基準とする。

(1)　規程第４条３号にもとづき回転資金また他の財産からの貸付に対し、誠実に返済した事実の有無あるいは現在受けている貸付に対し、誠実に返済しつつあるか否か調査すること。

(2)　規程第18条にもとづき申込書類の整備不備の有無を照査する。

(3)　規程第２条及び第４条第１号にもとづき、借入目的の適否を調査すること。

(4)　本施行細則第１条に定める限度額の貸付を受けようとする教会は、連盟の諸行事に協力的であり、協力献金においても応分の額を献げているものであること。

第４条　元金の支払いは年賦払いとし返済期間の年数で均分した額、またはそれ以上の額を（借入日より満１ヶ年を満了するまでに）毎年支払うものとする。

第５条　貸付を受けた教会または団体が、(前返済期限内に２条の定めにもかかわらず、規定条件通りに返済すること困難な）状態になった場合は遅滞の理由を書面をもって委員会に届出、その承認を得なければならない。

付　　則

１．この施行細則を変更する場合には、総務部の決議により連盟理事会の承認を得るものとする。

２．この規程は1985年５月１日より実施する。

３．この施行細則を実施する以前の契約に対しては、契約当時の条件にしたがって取り扱うものとする。

４．この規程は1992年５月１日より実施する。

５．この規程は1996年12月１日より実施する。

６．この施行細則は2002年2月7日から施行し、改正後の第１条及び第２条については、2002年4月1日から適用する。